

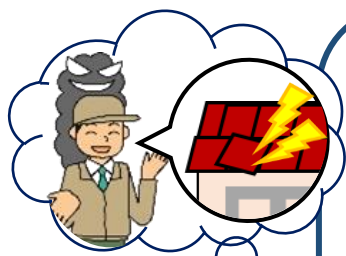
点検中に屋根を壊された？



# 点検商法 に注意!

点検箇所をわざと壊して撮影し  
勧誘する、悪質なケースも!!

## 【事例】



近所で工事しているという事業者が来訪し「お宅の**屋根**がめくれているのが見えた。屋根に登って**点検**する」と言うので依頼した。点検後、**屋根が浮いている写真**を見せられ、そのままにしておけないと思い、約30万円の**修理を契約**した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに**確認**してもらおうと「釘を引き抜いたような**新しい傷**がある」と言われた。

(60歳代 女性)



## 【対策】

- ☝ 突然訪問してきた事業者**に安易に点検させない**ようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- ☝ 点検後に修理を勧められても**その場で契約しない**ようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、**複数**の事業者から見積もりを取ってください。
- ☝ 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、**高齢者の様子に気を配り**ましょう。
- ☝ **工事終了後**でも、**クーリング・オフ**できる場合があります

不審な電話があったら、すぐに最寄りの**警察**や、**消費生活相談窓口**等にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

玉島警察署	086-522-0110
警察相談専用電話	#9110
里庄町企画商工課	0865-64-3114
岡山県消費生活センター	086-226-0999(月曜日は休み)
消費者ホットライン	188 (イ・ヤ・ヤ)

